

第7回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成20年1月28日(月) 午後1時00分から午後5時00分まで

(2) 場 所 県庁西庁舎12階 講堂

(3) 出席者

ア 委 員

清水修二(委員長) 安齋勇雄 岩渕敬 小川静子 杉山元治 田崎由子 常松明男

羽田則男 松野義廣

イ 県 側

企画技術総括参事 入札改革参事 農林技術管理参事 入札改革主幹 入札改革主幹

教育庁総務企画主幹 警察本部会計課主幹 県中農林事務所次長

県中建設事務所主幹兼総務部長兼総務課長 南会津建設事務所主幹兼事業部長

あぶくま高原自動車道建設事務所主幹兼次長 小名浜港湾建設事務所主幹兼次長

外 各発注機関担当者

(4) 次 第

ア 開会

イ 議事

(ア) 審議事項

a 抽出案件について

b 公共工事に係る業務委託の入札制度の見直しについて

(イ) 報告事項

a 県発注工事の入札等結果について

b 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

c 総合評価方式の実施状況について

d 施工体制事前提出方式について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) その他

ウ 閉会

2 発言内容

【入札改革主幹】

ただいまから第7回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

議事につきましては、清水委員長よりお願いいたします。

【清水委員長】

どうも皆さんこんにちは。御苦勞様でございます。入札制度等監視委員会を開始いたします。

最初に今日の議事の進め方に関してお諮りしますが、今日の議題に関して公開しない方が良いと思われる件がありましたらおっしゃっていただきたいと思います。

(特になし)

特にございませんか。それでは公開で行うということにしたいと思います。

それで、今日の議題は審議事項が2つ、報告事項が4つばかりあるわけですが、最初の抽出案件について説明をしていただく前に、この間の全体の入札の状況について、例によって報告をしていただきたいと思います。それから併せて報告事項の3番目「総合評価方式の実施状況について」も併せて説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【入札改革参事】

(資料3、3-1、4、5により説明)

【清水委員長】

どうも御苦勞様でした。

今報告のありました件について質問を出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

資料の3に関わりまして、前回と同じように少し調べてみました。いくつかコメントしますが、

1番上の1ページの表で左の真ん中の「方部別」でも一番右の欄に入札参加者数の増減がありませんけれども、すべての方部で減少しているということで、一般競争入札を導入して以降、入札の参加者は減るという傾向がはっきり見えると思います。それから5ページ以降、農林水産部のデータで見ましたら、入札の参加業者数が3者以下であった工事が、条件付一般競争入札105件のうち41件、39%で、4割くらいは3者以下ということです。そのうち9件は1者しか参加していない。表面的には競争がない状態、事実上は競争はあると思いますけれど、出方としては1者しか参加していない工事が9件あるということです。それから70%台の落札率となっている工事が105件中50件、47.6%でありまして、5割近くが80%を割る落札率となっている状況です。それから、同じく農林水産部の指名競争入札を見ますと130件ありますが、そのうちの27件は70%台です。21%です。指名制度の下での21%は7割台となっております。指名においてもやはり相当競争が厳しいということがわかります。同じことを土木部についてもチェックしてみたところ、入札参加者数が3者以下であった工事は107分の30で28%、3割くらいは3者以下で、1者しか参加していない工事が4件ありました。それから、条件付一般競争入札で80%を割っている件は107分の56で52.3%、半分を超えるものが70%台でありました。それから、指名における70%台の落札は324分の74で22.8%です。やはり指名でも一般競争入札並みと言いますか、そこまで行きませんが結構厳しいのかなという感じです。そこで1つ質問したいんですが、応札者0というのはここには1件もないんですが、応札者0という件はなかったのか、ここに記載されていないだけなのかどちらですか。

【入札改革参事】

記載されていないということですので、トータルで11月頃までで十数件応札者が0というのは確認しております。

【清水委員長】

すべて一般競争入札ですよ。

【入札改革参事】

はい。

【清水委員長】

11月までというのはいつからですか。

【入札改革参事】

4月からです。

【清水委員長】

4月から11月までの累計で十数件が応札者がいない。最近増えていますか。10月から本格導入となったわけですが、それから急に増えたとかそういうことはありますか。

【入札改革参事】

そこは万遍なく。

【清水委員長】

どういう工事で応札者がいないということは今わかりますか。

【入札改革参事】

小規模な工事です。考えられる理由としては、例えば300万や400万の工事につきまして、今現場代理人というのは常駐義務を課しているわけです。そうしますと、現場代理人は大体技術者が兼務している場合が多いんですが、そうしますと、そういう少額な工事に1人捕られてしまうというようなことも原因の1つなのかなとは分析しております。業者にとっては大きな工事の方に配置技術者を配置したいのかなということが考えられるかなと思っております。

【清水委員長】

価格の大小に関わらず、そちらの方が主原因になっていると考えられますか。

【入札改革参事】

1つの原因かと。

【清水委員長】

皆さんどうお考えになります。

応札者0というやつは結局どういう扱いになっているんですか。十数件は流れたということで処理されていますか。

【入札改革参事】

なぜ0なのかという原因を調査しまして、それで例えば設計内容を見直してもう一度入札にかけるとか、もう一回やり直すとかということが考えられます。

【清水委員長】

それが普通のやり方なんですか。そうすると価格は上がるというケースが結構あるということなんですね。

【入札改革参事】

すべてが価格が上がるというわけではないということです。あと対象範囲を見直して、例えば広げてみるとかいうのも1つの選択です。

【清水委員長】

やり直した結果はこれに記載されているんですか。

【入札改革参事】

仮にやり直してこの期間に契約していればここに載っているということです。

【清水委員長】

最終的に0で、結局ペンディングだという場合にはここには載せないんですか。

【入札改革参事】

契約になったものだけがここに載ってます。

【清水委員長】

何かデータとしては知りたい感じがしますね。ここには書かなくても。業者の名前が載りませんので空欄になってしまうんですけども、やっぱり0というケースがあったということは、報告いただいた方が良くないですかね。

【入札改革参事】

調査して報告いたします。

【清水委員長】

そうしてください。

そのほかに何か気が付いたことはございませんか。

【杉山委員】

応札者が0だったケースはその後ペンディングになっているんですか。

【入札改革参事】

再度公告をして決まったものもありますし、まだ残っているものもあるのかもしれませんが。すべて追跡調査して現在どうなっているかは確認しておりません。

【清水委員長】

ほかに質問はどうでしょうか。

【小川委員】

前回の時も応札者が少なくなっているということに非常に懸念を持ったんですけども、なぜ参加者が減っていくのかという原因をもうちょっと真剣になって考えなければいけないのではないかと思います。業界から聞こえてくる声は、予定価格が下がってきてもう儲からない、赤字の工事に、積算をするのにもコストが掛かる、経費が掛かる、タダで見積りは作れない、そういったコストを掛けて参加しても最後くじ引きになったりして、本当に一生懸命やってきた苦労も報われない。参加する意欲が段々失せてきている。今日手元にコスト調査の実態調査（「建設工事コストに関する実態調査及び意識調査報告書」社団法人中小企業診断協会福島県支部）が配付されておりますけれど、48ページ辺りからヒアリングした企業の意見というのがいろいろ四角い枠の中に出ておりますけれども、こういったことが要因の裏にあるのではないかなと考えられます。そういったことを今後は官側も民側も裸になって出すものは出して要因を探っていくのと、ますます公共事業の引き受け手が少なくなってきた、いくら制度的なものを理想論で参加者数がいっぱい参加できるようにという競争の理論とか公平性とかいうことで作ってみても、実態がそれに伴わないという、その陰で叩き合いが増えて結局業者が倒産していくという状況が増えていくのは非常に悲しいことなので、真剣に見直す時期に来ているのではないかと思います。

【清水委員長】

もう1つお願いしたいことがあるんですけども、倒産及び廃業の状況というものをデータで

押さえることはできないでしょうか。宮城でしたか、ほかのところでも統計を取っていて、私がいただいているものがあるんですけども、入札改革のモニタリングをする時に、業者の数が減っていくのはやむを得ないと業界も思っているわけですよ。しかし、その時にどういう業者が廃業ないし倒産し、どういう業者が残るのかということであって、そこが非常に重要なポイントになると思います。入札改革の効果というものを見る場合にそこが1つのポイントだと思いますので、可能な範囲でそういう情報を知りたいと思います。それから、このデータの27ページですが、警察本部の工事の一般競争入札の件で、落札率を見ますと、8件中5件が80%ちょうどの落札率になっているわけです。これは想像いたしますと八掛けの最低制限価格を狙って入れて抽選でこういう風になったという事態が推測されるんですが、実際のところどうだったんでしょうか。おわかりになりますか。80.00が5件並んでいるのは偶然ではないですよ。

【入札改革参事】

すぐに調べまして報告いたします。

【清水委員長】

良い悪いの問題ではなくて、事実を知りたいということだけです。

総合評価に関しましては、何か御質問ありますか。

【小川委員】

総合評価の中で「技術者確保数」、これは参加者の平均人員数以上の場合という設定になっているようなんですけども、具体的にはどういう風に計算するのでしょうか。

【入札改革参事】

これは前々回の資料でお出ししました「福島県総合評価の試行に関する概要」の6ページを御覧いただきたいと思います。ここの①企業の技術力の最後のところで「技術者確保数」ということで、評価基準がそこにありますが、当該工事に配置可能な技術者の人数が入札参加業者の平均人数以上の場合1点ということですよ。ですから、技術者の余裕度を、例えばうちは3人いるとか4人いるとか、平均以上あればここで1点ということなので、結果としては半分の業者がここで点数を取っているということになります。

【小川委員】

そうすると、会社にはいっぱいいるけれども、10人だったら10人いるうちのここに3人くらい配置できる余裕がありますよというそういう余裕度を見るんですか。

【入札改革参事】

そうです。

【清水委員長】

それでその時に参加業者の平均を基準にするわけですね。

【小川委員】

企業にとっては負担になりますよね。ここに書いてしまうということは、ほかに配置できなくなるおそれがあるので。かなり大変じゃないですか。

【入札改革参事】

要するにその工事に張り付けるということではなくて、何人その時点でその企業が技術者に余裕があるかということです。

【小川委員】

以前にも話したんですけども、「資格保有年数」、いただいた資料の「配置技術者の技術力に対する評価」の「資格保有年数」ですが、福島県の場合は、1級の施工管理の資格を取ってから20年以上の経験がないと1点もらえない。それでここのところの平均点というのが低いんです。こういった施工管理の制度ができてから年数が浅いので20年以上経っている人というのは福島県内ではそんなに大勢いないと思うんです。そういった場合に、20年経たないと点数がもらえないという風に一括りにしてしまうのは、非常に参加者にとって不利益なんではないかなと。15年だって、2級という資格もありますから、1級取っただけでも相当な経験があつて、さらにそこから20年経たないとダメとなるともう限られた人しかいないと思うんです。それでこれから団塊の世代がどんどん退職していくようになってくると、その20年という縛りを、他県も調べて見ましたが、こういった縛りを付けている県は今のところ見当たらないんです。1級を持っていれば点数がもらえるというのがほとんどなんで、あまり厳しすぎると、ちょっとこの「技術

者確保数」もそうなんですけれど、こういったところで点数を取れないと、結局は価格のところを下げるといって行ってしまうと、本来の技術に優れた者を評価するという、施工計画であったり、技術力であったり、そういったものを評価したりという制度であるのに、あまりにもこのところが参加者が点数が取りにくいような構造になっていると、今試行段階ですから、今後そのところを改善すべき点があるのではないかなと思います。

【清水委員長】

御意見として聞いておいていただけますか。

【入札改革参事】

はい。検討いたします。

【羽田委員】

今の総合評価の下のまとめのところの考え方をお聞きしたいと思うんですけれど、3番で「除雪や災害等に対応した企業を評価する」ということで、私はそういう方向で進めていただきたいと思っているんですけれど、その中で今現在考えていることをお聞きするんですけれども、これは地域貢献の中にボランティア4点という項目がありますけれど、その中に入れていくのか、それとは別に地域貢献、安全安心ということで、地域協力者という項目を新たに作っていくのか、どちらを主に考えているのかということをお聞きしたいなと思います。

【入札改革参事】

地域貢献の中で新たに項目を設けて入れていきたいと、今のところは思ってます。

【杉山委員】

技術力の評価点で今委員からありましたけれど、私も技術力にウエイトを置いて評価するのが良いと考えているんですけれど、今羽田委員から出たボランティアの点数が4点ということから比べると技術力への配分が低い。仕事の内容から言ったらボランティアで仕事ができるんじゃないので、この地域貢献は必要なんですけれど、技術力への配点をもっと上げる方向でやっていただきたい。別にボランティアが悪いというわけではないんですけれども、ボランティアで4点で技術力で5点、トータルで9点なんですけれど、そういった意味から言うと、ボランティアは例えば技術力なくても除雪とか災害に出動しただけで点数がかなり上がって、技術力の点で劣っても参加できるということだから、それには私は疑問を感じるので、是非その辺を考えていただきたいと思います。

【清水委員長】

いずれにしても、災害出動はボランティアの扱いはしないんですよ。それは別になると思います。災害出動をボランティアでやるのは良くないと私はここで言ったことがあります。

じゃあ、総合評価に関して何か御意見ありましたら、抽出案件のところでもたおっしゃってください。

それでは、先に進みまして審議事項のア「抽出案件について」に移りますが、まず抽出された田崎さん、常松さんの方から抽出した趣旨について一言お話ししたいと思います。

【田崎委員】

まず、5件のうちの最初ですけれども、入札参加者数が割と多かったものということで、17者ということで一番多く、その結果落札率が低くなっているものを選びました。ただし、この中で一番低い方が落札したのではなくて、評価が高かったところが落札した案件です。1番目のは参加者が多くて落札率が低いところ。それから私の方は24番、ページは23ページになるんですけれども、こちらは入札参加者数が2者ということで少なかったことが影響したのか落札率が一番高かったということで挙げております。それから最後ですけれども、社会貢献ですか、そちらの方で技術があるとかそういったところでは差が付かなくても、企業の社会性に対する評価ということで、新分野に進出しているところがあったものですから、どういうところに進出したので評価されているのかが知りたいなと思って挙げました。

【常松委員】

私の方では2番目と3番目でございますが、整理番号で言いますと10番と20番ですが、10番につきましては、これは落札率が低いということが1つと、それから入札額においては金額が4番でありましたけれども、総合評価によって順位が1番に上がったということでございます。それから整理番号20番でございますけれども、これにつきましては、標準型による総合評

価方式であるということで、多くは簡易型であるわけですが、金額が高いということもあるんでしょうか、標準型による総合評価であったということ、それから入札額は2者が同額で1位でありましたけれど、総合評価の評価点の差異によって落札者が決定しておるということでもあります。なお、この2つの事案とも総合評価の採点の差はどこで出てきたのかと見てみますと、これは施工計画に対する評価これが大きく10点ということで差が開いておることから、総合評価における全体の点数に影響してるのかなという印象を受けました。

【清水委員長】

ありがとうございます。では1件ずつやりましょう。

最初に県中農林事務所の案件について、説明をどうぞお願いします。

【県中農林事務所】

(資料1 (P3~10) により説明)

【清水委員長】

質問ございますか。

【松野委員】

以前にも聞いたことがあるかも知れませんが、学識経験者の先生6名おられるんですが、総合評価方式の適否、落札決定基準の適否、これはお一人除いて「適」を入れているが、最終的に落札者の決定はお二人の先生方で決めていらっしゃるという形になっておるわけなんです、それでお聞きしたいのは、「適」と指摘された先生以外は不適にしたのか、それから2番目は二人の先生から「適」をいただければ決定して良いのか、それから日本大学の高橋教授につきましては、総合評価の適否、落札者決定基準の適否を御判断いただいているんですが、落札者の決定をなさっていらっしゃるが、それでいいのか。その3点についてお尋ねいたします。

【入札改革参事】

まず、総合評価方式の適否と落札者決定基準の適否は、これらの委員が出ていただいて会議方式で決めております。それで日大の高橋先生はこの時欠席だったということですが、資料につきましては見てもらっております。それで決定の時は二人の委員から落札者決定の意見をもらうということになっておりますので、決定の際は二人だけに意見をもらっているということです。

【清水委員長】

それは会議ではないんですか。決定の時は会議は開いていないということですか。

【入札改革参事】

この時はそれぞれ2名からもらっておりまして、会議は最初の時だけです。

【清水委員長】

結果をお知らせして、確認してもらおうということですね。二人というのは決まっているんですか。

【入札改革参事】

はい。2名と決まっております。

【清水委員長】

どの2名というのはその都度ですか。

【入札改革参事】

どなたか2名から意見をもらうということです。

【清水委員長】

どなたに確認するかというのはそちらの判断ですか。

【入札改革参事】

そうです。

【岩渕委員】

適否というのは、例えば数字の計算が間違いないとかその程度の話なのかその辺がちょっとわからなかったもので、どういう適否なんですか。

【入札改革参事】

例えば、技術審査のところは技術審査会というところで決めているわけなんです、その決め方とか、あと、施工計画の適切性についての評価の仕方、その内容が客観的に見ておかしいとこ

ろがないとか、全体的に総合評価の手續、落札者として決めて良いかについて聞いております。

【清水委員長】

学識経験者のチェックとこの委員会のチェックの区分けというものはしっかりした方が良いでしょう。そういう問題ではないですか、岩渕さん。

【岩渕委員】

そういうこともあるんですが、結局適否と言われても、何を基準として適否を決めているのかなど。この計算間違いないという程度の適否なのか、それとももう一回それぞれの技術力とか何かをもう一回精査して、その結果また見てそれで適否を決めているのか、その辺がはっきりわからないからどうかなと思ったんです。

【清水委員長】

私の理解ではこの学識経験者の皆さんは福島大学の西川さんを除いて皆さん工学系の方、理科室の方なんです。だから技術的に見て評価の基準の立て方などが妥当かどうかをチェックするんでしょうね。あくまでも技術的な観点から。それでこの委員会はもう少し制度に関わってこれが技術的に妥当かどうかということよりもこのデータを素材にして制度改革の検討に資するという、そういう役割分担ではないかと思うんです。だから技術的な観点からは、一応審査をしているという風に私たちの委員会は受け止めれば良いと思います。

【杉山委員】

今評価のことが出たんですけれど、先生方を信頼しないわけではないんですけれども、マニュアルとかはないんですか。各セクションで評価しても、セクションにおいてマニュアル的なものがあって然るべきではないかと思うんですけれど、人が変わったら主観が変わるということでもいけないので、他県ではマニュアルが出ているようなんですが。

【入札改革参事】

マニュアルがございまして、ここに落札者決定基準というものがありますが、これはそれぞれの工事の案件ごとに、この案件はこういう基準で総合評価をしていきたいと思いますので、そういう意味で基準はございます。

【清水委員長】

ほかの委員会でこういう風にやっておられるわけですから、その結果については信頼することによって基本的にはよろしいかと思えます。

【岩渕委員】

総合評価方式の問題としてまだわからないんですけども、これは50万の差で逆転しているわけですよね。逆に言うところのこのくらいの金額でしか逆転はないのかなという気がしないわけでもないんですが、佐藤工業との絡みで言うと佐藤工業の点数が19.5、陰山組が10.5で上のような感じがするんですが、大体240万円差があるんですけれども、結局負けちゃうわけです。その上だと全然逆転しない。その辺の妥当性というものを検討していると思いますが、50万円程度しか総合評価方式でも逆転しないのはどうかなという気持ちがちょっとあるので、一体総合評価方式というのをどういう形で、どの程度の大きさで見るといいのかというのは私もわからないので、その辺をどうお考えなのかお聞きしたい。

【入札改革参事】

先ほどの試行結果の分析のところでも申し上げたんですが、価格に対する評価点の割合をもう少し高くすべきではないかと考えております。

【清水委員長】

先ほどの報告の中でももう少し非価格要因のウェイトを高めた方が良いのではないかという感触は持っておられるわけですよね。今試行中ですから、もう少しチェックをしたらよろしいんじゃないでしょうか。

ほかに質問はございませんか。

【小川委員】

同じなんですけれども、技術を重視する、品質の良いものをつくるということから総合評価というのも生まれてきていると思うんですけれども、施工計画に対する評価のところ、0という数字が結構あるんですよね。これはいただいた資料からすると0というのは技術審査書の合計点が70点未満ということで、まったく0ではなくて70点未満だから0だということだと思える

ですけれども、施工計画に対する評価が0の場合は審査の時に失格になるだとか、そういったような組み方をしているような例というのは他県ではあるのかなのかというのが1つと、どうしても0点でも金額さえ低く入れれば取れると、大きな金額になってくると、このところで本当に50万、100万、200万くらいのところで逆転してしまうというのちょっと腑に落ちない感じがするので、その辺をどうお考えなのかお聞かせください。

【入札改革参事】

この資料1の一番最後のページ、32ページをお開きいただきたいと思いますが、一番下のところなんですけど、施工計画に対する評価が「不適」というのがあるんですけども、ここにつきましても、先ほど0点のところもあるというお話もありましたが、トータルで70点未満とかそれぞれの項目でEが1つでもありますと、ここは0点ではなくて失格ということになっております。

【清水委員長】

先ほど常松さんがおっしゃったように施工計画に対する評価で差が付くんです。ここで大きな差が付いています。

ほかに質問ございませんか。

なければ2番目の県中建設事務所の方お願いしたいと思います。

【県中建設事務所】

(資料1 (P11~17) により説明)

【清水委員長】

低入札価格調査の対象となったということでありました。

どうでしょう、何か御質問など。

【松野委員】

基本的な質問になりますので、事務局の方からお答えいただきたいんですけども、格付要件のことなんですけれども、先ほどの議案はAまたはB、カッコして総合点900点以上と簡潔に書いてありますが、今回の事案につきましては格付要件が一般土木工事のA(総合点1200点以上)又はB(総合点900点以上1200点未満の者)と抽出事案説明書に書いてあるんですけど、要するに結論から言うと、格付要件は前の事案と今回の事案と同じことを言ってるわけですね。

【入札改革参事】

はい。同じです。

【松野委員】

ちょっと我々素人で、どこがどう違うのかと変なところで疑問点を持ちちゃうものですから、やはり文言は同じものであれば統一してもらいたい。農林水産部さんはこういう方針、土木部さんはこういう方針ということでなくて、文言が同じことを言っているのであれば同じ文言で統一していただきたいと思います。

【入札改革参事】

わかりました。

【清水委員長】

ほかにどうでしょう。

【小川委員】

第2順位と第3順位になっている参加者なんですけど、施工計画に対する評価点が低いんです。0なんです。金額だけが低くて順位が上がってきているということになるので、総合的に見るまで金額が低いのが悪いとは一概には言えないんですけども、今、叩き合いの状況になっている中で、実際の事実的な面が、価格だけを下げれば何とか取れてしまうという結果になるおそれが非常に高いので、その辺のところについて今後の見直しをお願いしたいなと思います。

【清水委員長】

そのところは価格があまりに低い場合には、評価基準価格でもって一応チェックは入れることにはなっています。そのところは私が前から言っていますけれども、総合評価のパラドックスで、叩き合いを止めさせるために導入したのが、かえって叩き合いを促進する可能性が論理的であるということに対して、一応歯止めは制度的に入れてるということでした。これも、論点とし

ては重要なところですからチェックしておきたいと思います。

今回逆転の金額が小さいですね。

よろしいですか。質問がなければ先に進みますが。

じゃあ3件目、あぶくま高原自動車道建設事務所の御説明をお願いします。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

(資料1 (P18~22)により説明)

【清水委員長】

御質問をお出してください。

【羽田委員】

この工事ではなくて気がついた点をお聞きしたいんですけども、総合評価のところなんです。施工計画に対する評価というのがありましてそれは配点が10点なんです。ほかの評価で例えば配点が1点だった場合には0になったりするのわかるんですけども、施工計画が0点というのはどういうことなのかちょっと教えてください。結構0点というのが出てくるんです。工事をやるところなのにこの評価が0というところがこんなにあっているのかなと思うんですけども、その辺を教えてください。

【入札改革参事】

今日追加で提出した前々回の資料「福島県総合評価方式の試行に関する概要」の8ページの一番上のところ④「施工計画の適切性に対する評価」で、技術審査書の合計が70点未満の場合、0点という風になっております。

【清水委員長】

これは何を表しているんですか。実力を表してるのか、その時の計画を作成する人の裁量なんですか。私は専門家じゃないからそのところはわかりませんが、施工計画の作り方がずさんなのかどうかということなのか、それとも会社の実力そのものがここに表れるということなのか、そこは何なんですか。

【入札改革参事】

これにつきましては、それぞれの工事について、我が社はこういうことを重視して、こういう計画で行くと、こういう方針で行くと、あとはこういう体制で臨むというようなものを、その工事についての技術的な方法とかそういうものが書いてあるわけです。

【清水委員長】

上手に書けば点を稼げるんですか。

【入札改革参事】

いいえ。内容です。

【清水委員長】

そういう性質のものじゃない。

【入札改革参事】

内容です。

【小川委員】

工程管理計画とか、品質管理計画とかです。

【杉山委員】

品質管理とか安全管理に関して、その工事に対してのやり方をすべて書くんですよ。近隣の環境についてもそうですし、その工事の流れを全部書いて計画として出すんです。

【清水委員長】

そうすると、要するに書類の書き方を指導すれば上がっていく、そういう性質のものなんですか。

【杉山委員】

いや、安全管理がそこでできなければ、いくら言葉で言っても駄目ですよ。あと、技術員数が少なかったりしても駄目です。

【小川委員】

1件の工事ごとに予算は違いますから。

【清水委員長】

そうすると、書類の作り方の上手い下手ということで点が上がったり下がったりするわけではないということですね。

そういうことなんだそうです。こういうランクになってるから0点になっているということです。ここで確かに大きな差はつくんですよ。

ほかにどうですか。

【小川委員】

総合評価のところですけども、ここに参加したのがたまたま県内が唯一矢田工業1者で、後は全部県外業者ということで、矢田工業は金額的には1位と同額の数字で応札したんですけども、結局この総合評価のところ、まあ施工計画も片方が10点のところ4点、4点だと悪いのかと言うと、この数字から言うと10点のところは90点以上だし、4点のところは75点から80点と、そんなに悪いわけじゃないですよ。それから、矢田工業のところ一個一個見てみますと、施工能力もあるし優良工事表彰も受けておりますし、ISOも取っていると。施工能力については、過去10年に予定価格以上の工事实績があるわけですから、そういうところから見ると、十分にやることができる企業だと思われるんです。それで先ほど私が言ったみたいに、資格保有年数、こういうところで地方の企業は20年以上も資格を持っている人が多分いなかったんだと思うんです。1級をとって20年経った人がいないので、多分ここが0点になってしまった。あと余裕がいまいち足りなかったから0点という、地元の業者さんが点数とりにくいような、そういうことになってると、せっかく金額では同じであって、地域の業者がやれますと手を挙げていたにも関わらず、そういうところで点がとれなかったというのは、非常に残念だったなという思いがしました。そういうところが今後改善する点かなと思いました。

【清水委員長】

この件では、矢田工業と差がついてるのは、やっぱり先ほどの施工計画に対する評価。資格保有年数は両方とも0です。あと、地域経済では矢田工業の方が点は稼いでいます。それにも関わらず、施工計画で不利になっちゃったということです。私もこれを見て、県内業者1者だけだったんですけども、同額だったのに取れなかったのは残念だと思いました。

それで1つ質問なんですけれども、この両者は同じ落札率で、金額見てみると驚くべきことに100円単位まで一致してるわけです。ほかのところは皆100万円単位で0がずっと6つ並んでいるんですが、ここだけ100円単位まで一致している。しかも80%だったらわかるんですけども、80.03%になっているというのは、どういうことが考えられますかね。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

入札金額については、各業者さんがそれぞれ見積りをもって積み上げた金額でございますので、私どもの方では、その金額について同じだったという点については存じてません。

【清水委員長】

良い悪いの問題ではないんですけど、ちょっとなんかね。最低制限価格を狙うということで80%ならわかるんですよ。

【入札改革参事】

これにつきましては昨年の8月6日に記者発表したんですが、あぶくま高原自動車道建設事務所ので公告の際に予定価格を誤って出したのがありまして、このほか5件については取り下げてもう一度やり直したんですが、この1件につきましては、入札が終わって総合評価で点数を見ても変動がないから、この1件だけは有効にしたものでございまして、予定価格がここに書いてありますが、公告では319,162,200円で公告していたものでございます。

【清水委員長】

それに0.8を掛けるとこの金額になるんですか。

【入札改革参事】

そうです。

【清水委員長】

わかりました。納得いきました。

ほかによろしいですか。

【松野委員】

先ほど小川委員がおっしゃったことに同調する意見なんですけれども、県内の中核産業たる建

設業、土木業、特に中山間地域に行けば行くほどもう建設業と土木業しか基幹産業はないという
ような福島県の実態の中で、これは地域産業の発展という面から見ればおいしい案件だったのか
なと、私も見させていただいたわけでございます。そういうことで、やはり県外の企業と県内の
企業を比較した場合に甲乙付け難いと、そういうような県内の企業の実績を見れば、やはりどこ
かで線引きはしなきゃいけないということはわかるんですが、やはり県内企業がかわいいとい
うのが本音の部分であると思うんですね。であれば、これは県御当局だって同じだと思いますので、
評価項目及び点数のところの企業の信頼性、社会性に対する評価、地域経済に対する寄与度は非
常に高くなるわけでございますので、やはり配点は、こういった経験を踏まえて大いに変えてい
く必要があるんじゃないかと思っておりますので、一つ御検討方お願いしたいと思っております。

【清水委員長】

御意見としてお聞きいただきたいと思っております。

じゃあ、次行きます。4番目、南会津建設事務所の案件をお願いします。

【南会津建設事務所】

(資料1 (P23~27) により説明)

【清水委員長】

標準型です。2者しか応札がなかったということなんですが、いかがでしょうか。

この件については標準型ということで、これまでの案件に加えて新しい評価項目があるわけ
です。それを見ると27ページですけども、「社会的要請に関する事項」ということで「場所打ち
杭」、ここで差が付いています。「場所打ち杭」というのはどういうことなんですか。前にも話題
になりまして、元請の経験が必要だというのはなぜなのかという議論をしたことがありますけど。
「社会的要請に関する事項」で「場所打ち杭」というのはどういうことなのか、ちょっと説明し
ていただけますか。

【南会津建設事務所】

まずこの構造物はスノーシェルターということで、工場で作成したものを下部工に付けるもの
でございますが、かなり品質管理を良くしないと、次年度以降上部工を設置する際にかかなり精度
を要した工事を我々は要求しているものですから、条件を付させていただいております。その中
で場所打ち杭の施工につきまして、この中で10項目ほど審査項目を設けておりますが、1者に
つきましては9項目の提案がございまして、提案項目が9から10項目ということで10点を付
けさせていただいております。もう1者につきましては10項目中4項目について提案をしてい
ただいております。それについては評価ランクDということで3点の点数を付けさせていただ
いております。その提案の数で評価をしております。

【清水委員長】

提案の数ですか。

【小川委員】

参加者数が少なかったということなんですが、こういう特殊な工事ということで、隣接3管内
で、要件に該当する企業の数がどのぐらいだったのでしょうか。

【南会津建設事務所】

隣接3管内含めまして全部で152者ございます。

【清水委員長】

それでも2者しか応札がなかった。

【小川委員】

152者あった上で、その中でこの工事経験のあるのが152者だったということですか。

【南会津建設事務所】

そうです。

【小川委員】

かなり数はあるんですね。

【清水委員長】

それでも2者しか応札がなく落札率が93.26で、最近の工事としては極めて高い落札率
ですね。あまり良い利益の上がる工事ではないということだったかも知れないですね。

【安齋委員】

事前にいただいた資料の5の3ページのところに、標準型の技術提案の配点は10点と書いてありますよね。今日の委員会の中では10点と10点で20点と言うんですけど、この整合性を教えてください。

【入札改革参事】

これは、1つの項目について10点ございまして、2つまで選ぶことができますので、2つの場合は10点と10点で20点です。

【安齋委員】

3ページにはそう書いてないんだけど。10点としか書いてなくて、20点とは書いてない。

【入札改革参事】

1項目に換算した場合についての平均点をここに出しているわけでございます。

【安齋委員】

評点は今日もらった資料でやっているということなんですか。なんだか説明が合わないんだけど。

【入札改革参事】

あくまでも標準型については120点と130点の2つがあるということです。項目1つの場合は120点、項目2つの場合は130点になるということで、3ページについてはまとめて1つの項目に換算した場合については大体平均5点とっているという資料です。

【安齋委員】

じゃあその次、2番目。工事期間、これを見ると9月14日から3月19日ですよ。何で南会津の奥で、スノーシェッドが一番厳しい時期にやるんですか。それがちょっとわからないんですけど。冬が始まる前に終わるような設計はできないんですか。

【南会津建設事務所】

これは、標準工期を取りますと234日掛かりますが、起工してから年度末までに標準工期が取れないということで、今御指摘のとおり、冬期間については条件がかなり厳しくなりますので、その中で3月19日までにできる方ということでこれを評価項目に加えてございます。

【清水委員長】

それで敬遠されたわけなんですかね。

【安齋委員】

多分そうだと思うんです。だから、なぜ一番厳しい時期にやるんですかと聞いているんです。入札をもっと早めにはできないの。この年度にこの工事をやるっていうのはわかっているでしょ。南会津でしょ。南会津だからスノーシェッドを使うんだけど。なぜこの一番厳しい時期にやるんですかと。だからあえて入札が複雑になる時期にやるみたいな感じになるんですよ。

【南会津建設事務所】

起工する時期に国への予算申請だとかその絡みがございまして、起工したのが7月はじめでございまして、それから条件付一般競争入札総合評価方式を採用いたしました結果、このような時期になったわけでございます。

【清水委員長】

補助金の関係と。

【安齋委員】

早めることはできないの。例えば12月くらいまでには工事が終わるような設計はできないんですか。

【清水委員長】

雪が降る前ですね。

【安齋委員】

雪が降る前に終わるような設計はできないんですか。

【南会津建設事務所】

我々の考えの中で、実際には1月2月というのは、ほとんどなかなか工事ができない状態で、逆に言うと2月の後半から3月19日、20日くらいまでに雪解け後にする工事もございまして、なるべく長い工期を取ったということでございます。だから12月にすると標準工期よりもかなり短くなりますので、その中で構造物ということで、大型土工ですとなかなか調整がつかなくて

大変なんです、構造物ということで施工範囲が限られますので、囲いを付けながらできるということもございまして、なるべく標準工期に近い工期を設定させていただいております。

【清水委員長】

あまりきつくならないように延ばしたんだという説明ですね。

【小川委員】

工期を長くして配慮してくださってるのは良いというか仕方ないと思うんですけど、その場合、受け入れた事業所が一番困るのは配置技術者の問題なんです。その期間ずっとその人が縛られてしまう。ほかの工事を受注することができないということも出てくるので、そういうことがあって参加しないという事業所もあるんだと思います。

【清水委員長】

逆にね。

【小川委員】

それとさっきのコスト調査のところにも出てきますけど、今言ったような、52ページのところに、ヒアリング企業の意見のところ、年度の発注時期の遅れとか、それから工期の問題ですね、発注時期の問題。その辺のところに関わっておりますので、そういうところが参加者が少ないという要因になっているのではないかなと思います。

【清水委員長】

はい。ではこのくらいにして、最後の小名浜港湾建設事務所の方お願いします。

【小名浜港湾建設事務所】

(資料1 (P28~32) により説明)

【清水委員長】

何か質問ございますか。

【安齋委員】

双葉設備工業の不適になった理由をもう少し説明してください。

【小名浜港湾建設事務所】

施工計画の適切性に対する評価ということで、工程表あるいは工事品質、出来方、安全管理といったことが、現場の状況に十分配慮されていない計画書であるということで、一般的な表現だけでこの現場に合うものではなかったという形の処理になっております。

【安齋委員】

点数もつかないの。

【小名浜港湾建設事務所】

一応点数は付けておりますが、先程からお話ししているとおり評価として上がってこない点数になっています。

【安齋委員】

70点より下ということですか。

【小名浜港湾建設事務所】

はい。そうです。

【常松委員】

同じく無効か失格となった件についてですけれども、事務局の方に伺いたいんですが、非常に無効となるための条件がシビアなような気がするんですが、いわゆる入札内容に関わるものとそうでないものがあるわけだと思うんですけども、例えば、ここに挙げられておりますが三共設備。中封筒に技術提案書を入れて郵送してきたということが無効の要件であると。要するに手続面での落ち度が入札の無効性に繋がってしまうということであるならば、何か本質とは違うものが優先されてしまうのではないかという気がするんです。そのほかに無効となる要件としてはどういう風なものが該当してくるのか、その点についてお伺いしたい。

【清水委員長】

前にも1日前に届いちゃったので失格にしましたね。まあいいじゃないかっていう受け止め方も随分あるんじゃないかと思うんですけども、そこのところはどういう風に考えておられるんですか。

【入札改革参事】

中封筒には入札書を入れてもらうようになります。ですから、開札の時まで開けないように、入札書を誰の目にも触れないようにしております。技術提案書につきましては開札の前までに内容を評価する必要がございますので、これは中封筒に入れないようにと指導しているわけなんです。

【清水委員長】

このところは些細な誤りではないということですね。入札の手続が進行しなくなっちゃうということなんですね。そういうことだそうですね。

1日前に着いたくらいいいじゃないのというものありますけれども、ちょっとルーズにするとズルズルといって線引きが難しくなるというのは、それはわからないでもないです。

【安齋委員】

失格の理由は向こうに伝えてあるんですよね。

【清水委員長】

理由はちゃんと伝えてあるんでしょ。

【小名浜港湾建設事務所】

三共設備さんには説明申し上げております。

双葉設備工業さんについては、連絡も何もございません。

【清水委員長】

やっぱり指導しなくちゃいけないでしょ。

【小名浜港湾建設事務所】

双葉設備工業からは連絡は何もございません。こちらからは連絡しておりません。

【安齋委員】

そうすると、向こうは未だに自分のミスがわからないんですね。

【清水委員長】

双葉設備工業の方には何も言ってないということですか。

【企画技術総括参事】

31ページを見ていただきたいんですが、31ページのこの表は、入札の結果としてみんな見られる状況になってますので、施工計画が不適だというのは見られるようになってます。それから、点数等についてもすべて見られるようになっていきますので、会社はわかっています。

【安齋委員】

無効の理由は聞けば教えてくれるわけですか。

【企画技術総括参事】

聞いたときには答えます。

【安齋委員】

聞きに来なかったら教えない。

【企画技術総括参事】

はい。

【清水委員長】

それでは、5件の報告をいただきました。いくつか意見として出ましたので、それは事務局の方できちんと受け取っていただきたいと思いますが、そのほかにどうでしょうか。皆さん御意見なんかおありでしたらお出し下さい。

今回の5件について特に意見を付けて提出するというようなことはしなくてもよろしいですか。

(特に異議なし)

それでは、抽出案件の検討に大分時間が経過しましたが、これで終わりにいたします。担当の方御苦勞様でございました。

では、ここで5分ばかり休憩いたしましょう。3時ちょうどから始めます。

【入札改革参事】

ここで先ほどの警察の件、資料3の一番最後27ページの件について御報告させてください。

【清水委員長】

さっきの警察の件ですね。お願いします。

【入札改革参事】

くじ引きがあったのは1件、下から5番目の案件だけで、2者が同額でした。

【清水委員長】

あとは八掛けで1者がとったんですね。ずらっと横に並んだわけじゃないんだ。

はい。わかりました。評価はともかくとして、事実はそういうことであったということですね。では、休憩に入ります。

《休憩》

【清水委員長】

再開いたします。

それでは、審議事項の2番目の前回からの継続ですけれど、業務委託の入札制度の見直しに関して、その後の検討の結果を報告していただいて審議をしたいと思います。

では当局の方から説明をお願いします。

【入札改革参事】

(資料2により説明)

【清水委員長】

そういうわけで、業務委託に関しましては、試行的に条件付一般競争入札及び技術提案審査型を入れていきたいということです。そして予定価格については事後公表を継続。それから最低制限価格に関しましては設けないという方針で行くが、それはまだ試行をやった上で、なお検討課題にはすると、そういう提案ですね。

どうでしょうか。ちょっと御意見をお出しいただきたいなと思いますが。

【小川委員】

まず、資料2の1番目のところの、県内業者の受注件数。97%が県内業者だということなんですけれども、今回いただいた前回の配布資料の資料3の1ページのところにあります、県内145者、県外233者と登録事業所もごございますけれども。

【清水委員長】

地上測量の部分ですね。

【小川委員】

はい。地上測量について。97%が県内業者というデータで今回報告をいただきましたけれども、この483件は、県内の145者が取ったと理解していいのか、県外業者というのは、あくまでも登録されている資格業者の区分けで考えて良いのでしょうか。

【入札改革参事】

これは、前回お出した資料に対応する県内業者が落札したというものです。

【小川委員】

業界から聞こえてくる声からすると、県外業者が半分くらい取ってるという意見があるんですけども、そうではないという風に解釈していいんですね。わかりました。

それから、地域要件について、管内、県内、全国というのがあるんですけども、経費をどうしてもかけられない中でやる状況にありますので、例えば中通り地区とか浜通りのようなブロックみたいな区分けも考えられないかなと思いました。

それから、3ページの試行対象業務についてなんですけども、300万以上ですと、前回いただいた資料からすると、件数として200万以上300万未満のところ、件数の6割くらいなので、300万以上という4割くらいしか対象にならないので、もうちょっと金額を下げられないのかなと思ったものですから。200万以上のところ、指名競争の場合ですと件数的に多いものですから、もうちょっとここを100万下げて、対象になる業者さんの数を多くできないのかなと思いました。

【清水委員長】

対象金額を下げれば、違うんじゃないんですか。

【小川委員】

いや、その方が件数が大きい。

【清水委員長】

条件付一般競争入札の適用ということですよ。それで良いということですか。

【常松委員】

ただいまの小川委員の意見にある意味では賛成なんですけど、1ページの資料を見ますと、県内業者の受注額は平均250万円で、それは地上測量、調査、土木設計を含めましてほぼ250万。それから県外業者の受注平均は約600万なんですね。そうすると先ほどの話のように、250万の平均を県内受注業者の金額でいきますと、ほとんど試行の方には県内は入ってこないんです。ほとんど県外の業者が試行件数に入ってくる形になってしまいますので、バランスをとって、試行の段階では200万程度でも良いのかなという感じがいたします。

それから、これほど大きな金額の受注額の差があるわけですが、倍以上の県内業者と県外業者の差があるわけですが、最低これから条件設定をする場合において、何らか地元の業者が、高額なものが受注できるような方策が採れないものかどうか。これですと、今後とも全国業者の方が優位な立場に立っているのかなという印象を受けますので、その辺を意見としてお納めください。

【清水委員長】

どうでしょうね。当局の方。

【入札改革参事】

まず、対象範囲の金額、線引きにつきましては、今回業務委託については条件付をやるのが初めてなわけなんです。それで試行というわけなので、最初ですの程度金額が上の方でまずやってみる必要があるのかなというのが基本的な考えでございます。

あとここに書いてありますが、県内業者で試行可能なものはもちろん県内業者でということも基本的には思っております。例えば、先ほど中通りというお話があったわけなんですけど、地上測量ですと南会津は4者なんです。例えば、先ほど指名業者数の話をしましたが、指名競争入札の場合の9者というような話をしましたが、そういう場合ですとやはり競争性を確保するために、例えば南会津だけじゃなくて会津管内も何者か入れるというようなのも含むとかそういう考え方にしてはどうかと考えてはおります。

【企画技術総括参事】

300万という金額について、いわゆる抽出案件を増やす意味では金額を下げて、200万以上というようにすれば確かにそうなるんですが、現実的にどうかというのを現場の立場で言いますと、300万未満になりますと、ものによっては1カ月以内に終わってしまう業務なんていうのがほとんどです。場合によっては1週間くらいで終わるような内容もあります。そういうものについても条件付一般競争入札という手続を課すということになれば、10日くらいで終わるものに対して手続きを1カ月半くらい掛けたということになると、現実的にはその部分は合理的ではないのかなあと。ですから、内容を見ながら試行はやってみないと駄目なのかなということで、この金額はそういう考えで出しております。抽出とか補足率とかいうことになってしまうと今言われるようなことになってしまいますので。それから、質問の中で、正にこの表の1ページのところの金額を平均で割りますとそういう金額になりますが、逆に言うと、平均以下のものは非常に小さなものが県内にはいっぱいある。そういうようなものはすぐに終わってしまうというようなものが数多くあるということでありまして、その辺を捉えればこういうことなのかなと私どもは考えております。

【清水委員長】

同じことは工事においてもあるんだという話もこの間聞きました。

とりあえず300万円という点でやってみるということで、小川さんいいですか。

【小川委員】

はい。

【清水委員長】

ほかの論点はいかがでしょうか。

【小川委員】

私、個人的に資料を調べてきたんですが、前回私は、最低制限価格を設けた方が良いのではないかという意見を言ったんですけど、今回、最低制限価格をいろいろ積算基準とか根拠が難しいからということで、今のところは設けないで今後継続という県の方針のようなんですけども、全国を調べてみましたら、確かに県で導入しているところは少ないんです。ただ、これから

改善し始まっているところが多いんですね。山形県が今月から700万円未満ということで試行的に導入しました。これはやはり理由としては大幅な低入札のダンピングによるものが非常に多発したということで、緊急的対応という形で山形県が導入しました。それから、秋田県。これは電話で確認したんですけれども、秋田県も今はないんですけれども、20年度から導入予定で検討中だということです。それから福井県も20年度4月から導入することがほぼ決まっているようです。それから市に関しては、まだこれは調べ始めたばかりでいくらか調べていないんですが、大分導入しているところが多いです。どうして導入したのかというのがある程度わかったところを見てみますと、やはり今日いただいた資料の5ページにあるように、人件費というのが非常に多いんです。最低制限を設けないことによって、もろに人件費に響いてしまうということで、労働コストの低下とか、労働条件の悪化防止のためだということがかなりあります。それとやはり公共工事の基本になるものなので、そこで価格競争で良い品質のものができないと、すべての後の工事に反映してしまうので、工事の品質確保のためには基本となる業務委託について設けるべきだろうという意見、あと下請保護の観点、それから、契約内容を適正に履行してもらえない不安ということから設けているということも非常に多く見受けられましたので、今後の検討として是非考えてほしいなと思います。それから、業界の方からは、確か去年10月に最低制限価格を設けてほしいという要望書が出ているはずなので、そういう業界の実態というのも考えて、必ずしもできないわけではない、このようにやっているところがあるんですから、設けられないということはないと思いますし、ここにあるような理由は本当に確かにもっともだと思いますので、その辺のところ十分御検討いただきたいなと思います。

今から大分前の話なんですけど、県の嘱託員を4年間経験したことがあるんです。登記嘱託というのをやったんですが、そのときに測量業者が作った丈量図という図面を基にいろんな資料を作るという作業をやりましたけれども、やはり業者さんによっては、質がかなりバラバラというところと語弊があるんですけど、そういう風に図面を作ってくるところと、中には、コンピューターで計算してるのにどうしてこういうところの数字が合わないだろうと。合わなければ、その後に資料を回された我々、嘱託員ですから決まったお返しだけできないんですけれども、本当に法務局に1日缶詰めになって、全部一個一個突き合わせしなければならぬ。だから、結局その後の業者さんに反映してくるんだろうと思うんです。低価格でやってしまっただんピングすれば、どこかそういう雑な面が出てくる。雑な面が次々その後の人たちに降り掛かってきて、それが皆さんのところに影響が及んでしまうということになるので、やはり私は是非とも最低制限価格を導入の方向で検討していただきたいなと思っております。以上です。

【清水委員長】

小川さんに御質問いたしますが、例えば、山形県の場合は低入札が多発したので最低制限価格を設けたということなんですけれども、それは、委託業務に一般競争入札を入れた結果なんですか。

【小川委員】

はい。そうです。

【清水委員長】

そうですか。指名の下で起こってるわけではないんですね。ほかの北海道だの群馬、千葉も同じでしょうかね。要するに一般競争入札を入れて下がり過ぎたのでそういう風にしたということですね。

どうでしょうか。是非検討してもらいたいということで、検討はするということですので、検討してもらえれば良いと思うんですけど、どうでしょう、この件に関して。

【羽田委員】

私も小川委員と同じように、やっぱりこれは導入する方向で検討すべきだと思うんです。というのは、これを見ますと、こういう業者はいないだろうとかいうのではなくて、やっぱり、発注する方が主体的に、基本的な考え方を持ってやるべきだと思うんですから、私は導入していく方向で検討すべきだと思います。

【岩淵委員】

別に反対するというのではなくて、一応試行の段階ですからやってみてどうかということじゃないかなと私は思うんです。試行の中で、やっぱりこれは相当弊害が大きいというのであればそ

の段階で考えていくべきじゃないかと私は思うんです。

【安齋委員】

私も同意見です。

【清水委員長】

工事の場合に、やってみてかなり落札率が下がって、最低制限価格を上げるという見直しをしたわけです。そういうことは、同じく業務委託でも予想されるんだから真似したらいいじゃないかということはある得るとは思うんですけど。

【小川委員】

最低制限価格の制度がないんです。

【清水委員長】

とりあえず試行ということでやった結果を見て、そこを設けるべきということであれば入れたらいいだろうという意見がいっぱい出ていますが。

【松野委員】

それはほかの一般土木とか、そういったものであれば、そういう考えも成り立つのかなとは思いますが、まあ悠長な考え方ですね。やはりこれを見てびっくりしたんですが、県内業者が件数は73.5%なんですけど、金額で言ったら53.4%しか受注していない。県外業者が金額的には46.6%ということで、まあ県内業者と県外業者が大体半々受注している実態があるわけです。その中で航空測量はもう県外業者に頼るしかない。やはり、注目していかなければならないのは土木設計。これが57.6%が県外業者に持って行かれてる。それから調査、これが49.8%県外業者に持って行かれてる。航空測量は100%。こういうことを考えると、試行とはいえ条件付一般競争入札を導入しますと、やはり力のある県外業者に相当金額的に、もう既に46.6%も持って行かれてるという状況をもっともっと加速させるような結果になるんじゃないかと危惧されますので、やはり最初から試行といえども網を掛けるべきは当初から網を掛けて、小川先生がおっしゃるように、最低制限価格をきちんと整理した上で試行していかないと、最初から根っこからガタガタ崩れていくというようなことになるんじゃないかと危惧されます。

【清水委員長】

小川さんの御意見は、試行という形ではあるけれどもとにかく一般競争入札を入れていくということとセットで最低制限価格をやっぱり入れた方がよいということですよ。指名制度のままですという話ではないですよ。

では、松野さんはどうですか。試行ということについても慎重にという御意見ですか。そうではないんですか。

【松野委員】

いや、流れとしてはやっぱり試行はしていかなきゃならないと思います。その先進地域、山形県も含めてこういった事情が全国的に出てきているということがわかっている以上は、最初から無防備な形で、とりあえず試行なんだから何でもとりあえずやってみましょうというのは無責任過ぎるんじゃないかというのが私の意見です。

【清水委員長】

はい。わかりました。試行ということに関しては概ね了解という意見が多いわけです。その上できちっとモニタリングをしてということになるかと思えます。

よろしいですか。最低制限価格に関しては導入した上で改めて様子を見て、設定の是非について引き続き検討をするということによろしゅうございますか。

【安齋委員】

いいんじゃないですか。検討するとしてるんですから。

【小川委員】

今日決めるわけではないんですね。

【安齋委員】

試行すると言ってるんだからいいんじゃないんですか。

【清水委員長】

試行についてはここでは了解するということになるかと思えます。

【安齋委員】

平均落札率90%だったら問題は起きないんじゃないかなと私は思うんです。試行してデータを集めてから設定すればいい。検討しないとここには書いてないから。

【清水委員長】

それでよろしいですね皆さん。

そういうことで、試行ということでやってみる。委員会としては了解ということでございます。

それでは、本件は終わります、次にオープンブック方式に関してです。資料6です。御説明をお願いします。

【入札改革参事】

その前に1つ御報告させていただきたいと思います。前回、12月21日の監視委員会におきまして御審議いただきました最低制限価格の引き上げ案につきましては、速やかに翌週の12月27日、県の入札等制度改革部会を開催いたしまして、原案どおり決定いたしまして、1月10日以降の起工決裁から適用することといたしました。実際の開札は2月始め以降となる予定でございます。それでは続きまして、施工体制事前提出方式の試行について御説明させていただきます。

(資料6により説明)

【清水委員長】

いかがでしょうか。何か質問ございますか。

【安齋委員】

農林では1億以上というのがないということですか。

【入札改革参事】

今回は、最初のスタートだということで、土木部の案件に絞ってとりあえずスタートさせていただきたいということです。

【安齋委員】

農林も一緒にやらないと勉強にならないんじゃない。なんのための試行なのかわからない。

【羽田委員】

下請の契約を大分チェックできるということで、私は良いなと思ってるんですが、その中で、適切に下請契約がなされるかの確認を行うということなんですけれど、確認をするだけなんですか。変わったら契約を見直しさせるという指導はできないんですか。そこまでは踏み込まないのかどうか。

それから、ペナルティがその後に出てくるのであれば、もう少し強い指導をしても私は良いのかなと思っていますので、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

【入札改革参事】

これについては4ページのフローのところがございますが、左のところに元請への指導等ということで、不適切な場合は指導していきます。

【清水委員長】

途中であっても指導するということですね。

【羽田委員】

指導ですよ、指導。私は元請に対する再契約ぐらいの気持ちはあるんですかと聞いているわけです。契約した後、当初出した契約から著しく下がると、これはおかしいじゃないかと言って、最初出した契約金額に直すというぐらいの指導を入れるんですよ。金額にちょっとばらつきがあってもこれはしょうがないという風にするんですか。そこは不自然ですよ。

【清水委員長】

指導というのは是正を求めるということも含めるんですよ。実際に払うものを払ってなかったら、払えっていう風に指導するんですよ。違いますか。

【企画技術総括参事】

今の件は、正に我々の気持ちはそういうことであります。現実的には、契約という行為が、正当な立場で契約というのがまずあります。我々はその契約というのを前提に指導するというのは、例えば下請の承認を認めないという方法もありますが、契約したものがつくられるという中では、目的として、県民に早く供用しなければならぬという部分がありますから、そのことだけで現場を全部止めてやるのかということも考えなければなりません。強く求める、指導するというの

は、今言われるように下請を認めないとかいうことも踏まえながらやっていきますが、現実的にはその辺は試行の中でどういう風になっていくのか、どういう方法が取れるのかというのは、現実を見ながらさらにやっていく必要があるのかなということで、気持ちは正に今委員が言われたように我々も思っておりますが、対等な契約の中でどこまでやれるかというのは、現実的にかなり疑問点もあります。何故かと言うと、我々は実は総価契約というものをしております、内容ややり方は相手に任せるのが契約の基本なんです。そういう中で、試行がどれくらいできるかというのは、今の意見なんかも含めながら注視して行きたいと我々は思っております。

【田崎委員】

今のところに関連してなんですけれども、基本的に下請報告書というのはどういった内容なのかとか、あるいは下請の妥当な金額のチェックとか、細かいところの確認作業というのは、例えばどこでどなたがなされるのかなということでお聞きしたいんですけれども。

【企画技術総括参事】

監督員もおりますので、下請の中身を見るというのは、まず下請の請負業者と下請の契約をするのかというのがあります。その中には、どの部分のどの工事の内容を、どういう数量でいくらの金額で契約するかと言う内容が書かれております。ですから、契約そのものを見ていくことでありまして、その書類が出されたら、そのとおりに履行されるかどうか。それから最終的には支払等の追跡、その辺も含めて見ていくということではあります。ただ、今我々は現場と調整していますが、現場は大変な仕事量だという現実があります。けれども、やるからにはそこまでいかないと意味がないのかなということで、試行の中ではしっかりやっという工夫をしているところであります。

【清水委員長】

現実は大変だと思いますね。

【常松委員】

総合評価方式ということで、新しい方式を実施したことによって、業者の方の負担も増えているわけですが、それに加えてこういったものを導入したことになりますと、さらに負担になると思うんですが、それによって、例えば入札参加者数がある程度減少されるような心配はないのかとか、その辺のところはいかがでしょう。

【入札改革参事】

宮城県の例によると、オーブンブック導入によって参加者は減ると思います。と言いますのは、下請業者を決めて下請予定金額も書かせるということについては、新たに業者の負担となりますので、それによって入札参加者は減ってくるものと見込んでおります。ただ、この制度を何で導入するかということにつきましては、ここに書いてありますとおり、積算もしないで入札に参加してくると言う指摘のある業者を排除していきましょうというのが大きな目的の1つでありまして、もう1つは、下請業者へのしわ寄せを防いでいこうという2つの趣旨から導入するものでございます。

【清水委員長】

応札者が減るということをどう評価するかということで難しいところだと思うんですけど、要するに優秀なきちんとやる業者が残って、そうでない業者がだんだん消えていくというのは好ましいことだと思うんです。業界は過当競争で供給過剰ですから。そこのところは整理されて行かざるを得ない。そのプロセスが問われていると思います。こういうやり方で、きちっとやる業者が生き残っていくという方向にもっていかないとまずいと思います。

ちょっと1つ教えてください。資料4ページの下の方にある失格基準①～⑤までの中に、想定下請応札率というのがありますね。これを教えてください。

【入札改革参事】

例えば1億円の工事を、元請けが80%、8千万円で受注したとします。1億円の工事のうち、県の設計で1千万円の工事について下請けに出す。仮にそうした場合、元請けが80%でとっているのであれば、1千万円を下請に出すときは、少なくとも同じ80%で、8百万以上で下請に出してくださいという、それが想定下請応札率です。元請が80%で取っているんだから、下請に対しても80%以上で下請に出すべきですよということです。

【清水委員長】

中間搾取するなどということですね。わかりました。

先ほどの農林水産部もやったらいいんじゃないかという意見については。

【入札改革参事】

今年度中の農林水産部の件につきましては、1億以上のものについては難しいですが、ゼロ国というもので、これは、今年度は予算が掛からないだけけれども、今年度中から手続をすることによって平準的に工事をやっけていきたいと思いますという制度がありまして、それについては総合評価方式を適用しないことにしていますので、今回は土木部の1億円以上で総合評価方式によるものだけということ考えてます。

【安齋委員】

今年度はもう3月で終わりだからね。

【入札改革参事】

あまり件数もございませんので。

【清水委員長】

じゃあ、いいですね。

【松野委員】

せつかく宮城県の制度を参考にしているわけなので、宮城県で実施した中のいろんな分析なんかも出ているんじゃないかと思しますので、その辺も是非次回には教えていただけると大変ありがたいなど。やっぱり気にされるのは、入札参加者がこの試行によってどれだけ減っていくのかということです。減るのをわかっていて試行するというのは相当の覚悟がないとできないことだと思いますので、もう少し詳細な宮城県の分析した内容も、後日お教えいただければ大変ありがたいと思います。

【清水委員長】

よろしくをお願いします。

【安齋委員】

オープンブック方式は、検証委員会で強く申し上げたことの1つなんですけど、元々は参事から説明があったようにブローカー的な業者が結構いまして、積算もできない業者を排除するために考え出したのが1つの理由です。それから、もう1つは下請いじめを防ごうということで始まったんですけど、応札業者が予想どおり減っている。それは、案の定ブローカー的なところなんです。もともと積算もできないんですから、中身も書けない。

ただ、もう1つは、零細な企業が、これは今1億ですからいいんですけども、これからもっと下げていきますと、零細な業者が書けないのが出てるんです。どうしているかという、協会に聞いて書き方を教えてもらってる。協会でも指導してるらしいんですけど、そういう例は、金額を下げることによってそういうケースは出てくるようです。だから、これをどこまで適用するかによってこういう問題は出てくる。

あともう1つは、下請へのいじめを防止するために始まったんで、これはかなり効いてるみたいなんです。実際私が聞いた範囲内では、オープンブック方式で出したときの下請についての事後の計算を県の方で全部チェックしてますので、それを極端に偽った計算をあんまり聞いたことないみたいです。結局すぐ見つかったちゃいますからね。そういう意味では下請防止にかなり有効だと。ただ、問題はどこまで下げるかです。宮城県ではどこまで下げたかちょっと記憶にないんですけど、そんなに問題が起きたとは聞いてません。逆に、もう1つ参考までに言うと、宮城県が導入したときは、国交省は大反対したそうです。ところがその後、国交省がこれに乗っちゃったんです。これは下請いじめも防止することができて逆に良い方式だと、全国的に進めようと、国交省が逆にお墨付きを与えてるみたいなんです。だから多分、来年度あたりから全国展開する方式だと思うんです。

【清水委員長】

宮城の件で何か情報があれば紹介してください。

それでは、この件よろしいですね。

それじゃあ、一応報告事項終わりました。それで、あとはその他の意見交換ということになるんですけども、今日はちょっと私の方からお願いして、当局の方から説明していただきたいという件がございます。

1月11日の地元の新聞に自民党の入札制度改革対策本部に県の方がお出かけになって、そこでいろいろとお話をされた中で、例の予定価格の事前公表を今やっているわけですが、これを事後公表にするという件と、それから、指名制度を止めたわけですが、一部、1千万円くらい、知事会の方が1千万円というのを出しているんですけれども、それ未満について、指名制度を試行的に復活させるということを検討する。民報の方には「試行を検討する」と書いてあって、民友の方には「試行的に行う方針」と書いてあって、ちょっとニュアンスが違うんですけれども、いずれにしても、試行あるいは検討という言い方ではあっても、この件について一定の考え方が自民党の集まりの中で表明されたということに関しては、ちょっと私は気になるわけでありまして、どのレベルでの検討結果としてこういう風におっしゃったのか、この委員会との関係をどういう風にお考えになっているのか、その辺を当局見解としてお伺いしたいということでもあります。そういう趣旨なんですけれども、どうぞよろしくお願いします。

【入札改革参事】

1月10日に開催されました自民党の入札制度改革対策本部というものがあまして、そこで一部の工事につきまして、予定価格の事前公表を止めて事後公表とすることの試行について現在検討しているということ、もう1点でございますが、工事の一定金額未満について指名競争入札を一部試行することについて現在検討しているという風に説明いたしました。前回の監視委員会におきましても御説明しましたとおり、県議会三党派、自民党だけではなく、県民連合、公明党からも同様の入札制度の見直しに関する要望を受けておりまして、県といたしましては、県民の代表である県議会の大勢を占める各党派からの要望として重く受け止めているところでございます。

まず、予定価格の事前公表につきましては、議会からは予定価格を事前に公表しているから、積算をしないで予定価格の7割近い金額で入札するような業者がいたり、さらには最低制限価格を入手してその付近の金額で入札している業者がいるので、これらが低入札の原因となっていると指摘されているところです。県といたしましては不正防止を大きな理由といたしまして事前公表を行ってきたところでございますが、議会からは、県職員がしっかりすれば情報漏洩は発生しないだろう、だから事前公表の理由にはならないと意見を受けているところでございます。県職員がしっかりすれば情報漏洩は発生しないということは正にそのとおりでございます。全国的には事後公表としているのは10県ございまして、最近では北海道が昨年10月から一部について事後公表を試行しておりまして、山形県でも今年の1月から一部について事後公表の試行を始めているところでございます。以上の状況を踏まえまして、県としては予定価格の事後公表の一部試行について、現在検討を行っているところでございます。

次に、指名競争入札の件でございますが、昨年10月から250万を超える工事につきましては、すべて条件付一般競争入札を導入し、指名競争入札は撤廃したところでございます。発注者サイドからは、少額な工事、例えば300万円の工事であれば、現場における実際の施工期間が1週間程度で終了してしまうわけですが、公告などの手続で、発注までに約1カ月かかるのは工事の効果が遅れて効率的ではないという意見が出ております。実際、土木部におきまして各事務所に照会しましたところ、地域住民から遅いと苦情があったものが19件ございまして、うち金額が1千万円未満のものは13件ございました。正に道路の段差解消とか、道路の冠水解消などの地域生活に密着した工事においては、速やかに手続を進めて工事をする必要があるのかなと考えております。条件付一般の場合は約1カ月手続が掛かるわけですが、指名競争入札の場合は約半分の2週間程度で済むということです。あと、先ほど委員長からお話がありましたが、全国知事会における条件付一般競争入札のガイドラインは1千万以上であることなどから、一定金額未満の工事につきまして、指名競争入札の一部試行の方法について、現在検討を行っているところでございます。

なお、指名競争につきましては、談合防止の観点から250万を超える工事につきまして、すべて条件付一般競争入札とした経緯もあることでございますので、指名競争入札の試行の検討に当たりましては、談合防止策につきましても、併せて検討していくこととしております。検討することにつきまして、委員の皆様にご説明がなかったことにつきましては、大変申し訳なく思っております。県といたしましては、議会の意向、さらに業界の声、地域経済も含め、諸々に配慮して政策を進めていく必要があるという立場もございまして、地域企業がもう潰れるという悲鳴を

上げている中で、対応を遅らせるなどという意見もいただいているところでもございまして、県民の代表である議会の大勢の意見となっていることから、重く受け止めているということでございます。仮に制度変更、全体的に制度を変えるということであれば、もちろん監視委員会におきまして、委員の皆様にも十分御審議いただく必要があると考えております。今回検討をいたしておりますのは一部施行ということで、やって見て、その状況を分析・検証した上でその後の方向性を検討し判断していくということでございますので、県といたしましては一部試行という形で検討を進めてまいりたいと考えております。以上、経過でございます。よろしく申し上げます。

【清水委員長】

そうすると、今おっしゃった考え方は、要するに知事を始めとする県全体の意向であるということですね。

【入札改革参事】

そのとおりです。

【清水委員長】

そうですね。

最後におっしゃったところは非常に重大です。大きな制度変更であればこの委員会に諮るが、一部試行なのでおっしゃったのは、この件についてはこの委員会に掛けないということですか。

【入札改革参事】

試行の案を現在検討しておりまして、2月の監視委員会の時にその試行の案について御説明させていただきたいと考えています。

【清水委員長】

そうですね。一部試行だからといってこの委員会に掛けないという話は、今日の議題から見ても一部試行について提案して意見を申し上げているわけであって、そのところは飛び超さないでやっていただかないと、この委員会の存在意義が疑われますので、そこはきちんとやっていただきたい。

さて、皆さんいかがでしょうか。フリートークということで結構でございます。何かを決めるというつもりではありませんので。

【安齋委員】

別に今回は検討してるって言うだけで、我々に議題が来ていまして我々が申し上げる立場ではないのかも知れませんが、自民党ほかの要求がかなり厳しかったので、急遽検討することを公表せざるを得なかったとは思いますが、ただ、委員会に一言もない、ましてや委員長にさえ耳打ちさえしていない段階でマスコミ公表されるということは、既成事実のように感じるんですね。それを委員長は危惧してるんじゃないんですか。だから皆さんの手続が下手なんですよ。相当切迫した状況にあったとは思いますが、せめて参事とか政策監から委員長に明日の委員会で自民党さんからきゅうきゅう言われてこう言わざるを得ない状況に落ち込んでいると、それをせめて耳打ちしとけばよかった。本当は我々委員会に事前に諮ってくれるのが一番良いんですけど、多分そこまでの時間はなかったんだと私は思っています。それだけはちょっと足らなかったのかなと。気配りというか、根回しというか、そこら辺が足りなかったんだと私は思っています。ただ結論から言うと、事前公表する、事後公表する、どちらにしても一長一短あるんですよ。それから指名競争入札に関しては、私何度もこの委員会で説明したように、検証委員会の時からあの制度は残そうと思って大反対して、清水先生とも議論して、最終的には5対1で多数決で負けたんですけども。だから、その後例えば全国知事会で1千万という線が出てますので、私の想定範囲内です。ただ想定範囲から外れたのは、時期が早まったなという感じで、私もあの新聞を見てびっくりした次第であります。元に戻るけど、あの状況にあった時は、せめて委員長に耳打ちをしてください。根回しというか、配慮をしてほしかったと。それだけはやるべきじゃなかったのかなと。以上です。

【清水委員長】

あんまり自民党とこの委員会が喧嘩してるという報道のされ方は困るんですけども、やっぱり自民党はこの間の要望書の中で、この委員会に制度論議をやらせるなっていう風に言ってるんですよ。そういう考え方が背景にあるということは、やっぱり無視できないという風に思ってます。確かに選挙で選ばれた議員さんの存在意義、価値は大きいですよ。政治家というのはい

ろんなことを考えなければならないわけですが、第三者委員会であれば、いろんなしがらみのないところで公平なジャッジメントができるということで設けられた委員会でありまして、条例によって設けられたわけで、議員さんが議決をしたわけですよ。そういうことはきちんと認識していただかないと、私は困ると思います。

それから、指名競争入札の復活というのは、やはり大きな方針転換ですから、一部試行だと言いましても、やはり方針を大きく変えるという頭出しですよ。これは大変重要な決断であって、佐藤知事は、前の知事が逮捕されて県民の信頼を失った、これを回復することが第一の課題であるという立場で知事になったと思うんですけど、1年半経って、ほとぼりが冷めたというようなことで非常に拙速な制度の見直しと言いますか、方針転換というのは、あんまり私は良くないと思います。10月から本格的に導入して、今モニタリングしているところですから。見直しすべきところは見直しするというスタンスで我々議論してるわけです。当局もいろいろとね、私たちの意見を聞きながら修正してるわけですから、総合評価もこれから本格的に入れようとしてるところですから、それをズルズルと指名の復活というところまで後退するのは、私は早すぎると思います。今後あり得ると思いますけどね。安齋さんなんかは、おそらく1千万くらいなら良いんじゃないかとお考えだと思うので、そういうことはあり得ると思いますが、ちょっと早すぎますね。これは私の意見ですけど、ほかにありますか。

【杉山委員】

私も今委員長が話されたとおりの、前回は申し上げたんですけど、議員さんが要望書として出して、県側もそういうことで何か答えなくちゃいけないということで、指名競争入札を行うなんてとんでもない。まだ1年そこそこなんですよ。数十年やってきたものを変えてちょっと具合悪くからもう指名競争入札ということは、いくら金額がどうであれとんでもない。最低制限価格にしても、品質低下になるから上げろというのは、とんでもない話ですよ。品質低下というのは、県側がちゃんと検査してないのかということになるのと同じなんですよ。要するに建設業者などは、今全国的に企業努力してない会社はしょうがない、企業閉鎖してもしょうがないだろうという考え方で、あまりにも業者が多すぎて競争が激しいわけですから、そういったことでやってるわけです。ですから企業努力してない会社はやむを得ないだろうと私は個人的に思ってます。そういったことで、個人的に私は反対です。是非、県の答えとして指名競争入札は試行でもやらないでほしいというのが私の意見です。

【常松委員】

私も実はつい先日の新聞を見て大変びっくりしまして、あれ、我々論議してない話が新聞に載ってていいのか、これは大誤報かなと一見思ったんです。内容につきましても、我々が知らないところの部分がどんどん話が出てくるわけですから、少なくとも最低限委員長さんは耳打ちされているのかなと思ったんです。ところが、今の話を聞きましたところは、どうもそうではないようだということで、実際、今日の今日まで誤報だと思ってましたから、私は触れなかったんですが、これがもし事実だとすると、我々の委員としての役割はもう終了したのかなと。すべて県の独自の考えで進めていただいた方がいいのかなというところまで思います。そこまで話をせざるを得なかったというのは、かなり政治的な面で、上層部の方々が切羽詰まったということは感じられますけれども、とすれば、参事の段階の問題ではなくて、上のレベルの方のお話を今日は伺いたかったなと思います。

【清水委員長】

常松さん、そこを今確認しまして、知事を始めとする県全体としての意向だということをおっしゃったわけですから、知事もそういう考え方だというふうを受け止めざるを得ないわけですよ。

【常松委員】

そういう意味では、今後の委員会のあり方についてもっと県の上層部の考え方をしっかりしていただく、あるいは我々の役割をもうちょっと主張するのか、そこまで決定的な考え方を改めていただけないと、ちょっとこれから我々審議に対してまともに取り組むことは難しいだろうと思うんです。というのは、先月の末ですよ、ついこの間最低制限価格の見直ししたばかりです。その時にはこの話は出てないわけですので、そこでわずか数週間くらいの間に、しかも間に休暇が入ってますので、実日数にすると4、5日くらい、それでこんな問題が出てくるというのは極めて異例なもので、我々、辞令をいただいた者としてみれば、もうお前の役割は済んだよという風

な印象を受けざるを得ないわけですから、その点、上層部の方々の考えを固めていただけないと、我々は役割を務めていくことができない、そういう印象を受けます。以上です。

【松野委員】

先生方の御意見、お怒りはごもっともだと思います。何事も順序というのがございまして、順序を間違えると、あとで大変な思いをするというのは、歴史がすべて語っているわけでございます。これについては順序を間違えないように一つよろしく申し上げますということでございます。

それから、1つお聞きしたいのは、前回、要望書がこれだけありますということでお示しいただいたのは、自由民主党福島県支部連合会ばかりでなくて、福島県議会県民連合、それから公明党福島県本部、こういったところもあったかと思うんですが、自民党と同じように、こういった要望書をいただいたところにも同じような形で御説明に伺ったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

【入札改革参事】

出席を求められましたのは自民党だけでございますので、自民党にだけ行っております。

【安齋委員】

他の二派には説明してないの。

【入札改革参事】

説明しておりません。

【安齋委員】

説明しに行っていないの。

【入札改革参事】

県民連合にも自民党と同じ入札制度検討委員会というものがあるんですけども、こちらからは呼ばれておりません。

【安齋委員】

呼ばれてないではなくて、自分から行かないの。

【清水委員長】

それは特に出かけて行ってしゃべらなくたっていいんじゃないですか。

【安齋委員】

例えば自民党に行くんだったら他の党派だって同じように尊重しないと不公平でしょ。だからさっきから手続がおかしいんじゃないのと言っている。

【清水委員長】

今日は、先ほど書いたもののお読みになったわけで、正式なこの件に関する県としての見解ですよ。これはもう上の方も確認した上でお読みになったということ。

そこで、気になるのは、思い出していただきたいんですけど、少額の工事で指名を残すか残さないかというのを議論した時に、緊急事態の時はどうするんだという、つまり悠長にやられてられないだろうという話が出ましたが、工事そのものが短期間で終わってしまうのに、手続きに1月も掛けるというのは効率が悪いという話は出たかな。私は記憶してないんですよ。最近出てきた論点かなと思うんですけども。どうですか。

【安齋委員】

まったく出ないわけではないけど、あまりその辺は議論にならなかったの。

【入札改革参事】

議論としては、安齋委員から災害の場合すぐやるのはどうするんだと。

【清水委員長】

災害。そうそう。

【入札改革参事】

災害の場合は、該当すれば随意契約のできるの、指名よりも早く。

【清水委員長】

そうそう。随意契約でいいんだって私は思ったんですよ。緊急を要するんだったら随意契約をどんどん使ったらいいと。ただ工事そのものは短期間で終わるのに、手続に長期間掛けるのは不合理だっていう話でしょ。それが主要な論理立てのように聞こえたんですよ。

【入札改革参事】

現在はそうです。

【清水委員長】

なんか前と違う話じゃないですか。新たな論点ということになるんですかね。

【入札改革参事】

当時、事務局としては指名を残すべきだという風な説明はしてはいたはずですが。

理由としては、今申し上げたようなスピードの面を言っていたかどうかは確認できないんですけども、当時事務局としては反対、残すべきだという主張をしていたと確認しています。

【清水委員長】

あんまり御都合主義的な論理を立てないでいただきたい。それが重要な論点だったら、それはそれとして検討すべきだと思いますけどね。

ほかにどうですか。

【岩渕委員】

苦情があったってありましたよね。それはどこからの苦情なんですか。工事がいつまでも掛かるとか。どこからのどういった内容の苦情なんですか。

【入札改革参事】

地域住民からということですか。地域住民から例えば発注者の県北建設事務所に来ているということですか。

【安齋委員】

イメージが沸かない。具体的にはどういうこと。

【清水委員長】

飛び込みで苦情が来るということですか。アンケートを採ったとかいうことではなくて。

【岩渕委員】

こういうことがあるのに、工事がすぐ始まらないという苦情なんですか。それとも、中身によるんだろうけど、例えば、入札したのにまだやらないのは何だという苦情なのか、その辺どういう苦情なのかということなんです。

【清水委員長】

工事が始まらないっていう苦情が住民から来ますかねえ。工事がダラダラ続いている、いつまでも終わらないという苦情ならわかりますけれどね。

【入札改革参事】

例えば段差解消とか、そういう地域住民からの要望によってすぐにやってくれとなっている工事について、発注までに条件付一般ですので1カ月以上掛かるということで、結果として、なぜすぐに工事をやらないんだというような苦情が地域住民から建設事務所に出されるということですか。

【安齋委員】

わからないな。一般競争入札を仮に指名競争入札でやったとしても、差があってもせいぜい2週間じゃないの。今まで聞いた話だと。

【清水委員長】

1月が2週間になる。

【入札改革参事】

そうです。

【安齋委員】

その2週間が遅いっていうこと。

【清水委員長】

緊急事態だったらわかりますよ。崖が崩れてるのにほったらかしだと。そうじゃなくて、一般の工事でなかなか始まらないっていうんで、そんなに住民が困りますか。

【杉山委員】

19件中13件もあると言っている。

【清水委員長】

何が大事なのかということ、基本的な問題をきちんと押さえましょうよ。

私は、改革というのはタイミングがものすごく大事だと思ってるんです。だから、一般競争入

札を入れて、今動向を見てるわけでしょ。業界も変わってきているわけですよ。潰れたり廃業したりする業者がいたり、いろいろ流動的になってるんですよ。それで、どのタイミングでどういう改革をやるかというのがものすごく大事であって、1年後にやるのと、今やるのでは意味が違うんですよ。そういうことを是非考えていかないとまずいんじゃないかと思えますよ。

ほかにいいですか。

【安齋委員】

提案がないんだったら、提案があった時にもう1回検討しましょう。今回はいずれにしても筋が通らないと、それだけは申し上げます。完全に筋が通ってない。我々に一言もないんだもの。私は予想はしましたよ。予想よりもはるかにスピードが速くてこちらがびっくりしたというだけです。

【清水委員長】

当局が検討されるのはいいんです。

【安齋委員】

ただ、せめて委員長に耳打ちしとけばよかったですよ。

あと、もう1つ。今日は政策監も部長も忙しかったんですね、来ないっていうことは。こんな大事な会議に。何の会議だか知らないけど忙しいのね。

【入札改革参事】

予算の知事査定を今週やっておりますので。

【清水委員長】

いずれにしても、部分的試行ということですけども、この委員会で検討する時期が近々来るというわけですね。

【安齋委員】

2月に検討する。

【清水委員長】

2月ですか。次回ですか。是非説得力のある提案理由を。

【安齋委員】

3月もあるの。

【入札改革参事】

3月も予定しております。

【清水委員長】

我々全員を説得できる論理を組み立てて下さい。

それで、報道の方、今いろいろ出たのは委員会としての見解というんじゃなくて、フリートークで委員の中からこういう意見が出たということですから、そこは報道するなら正確に報道してください。

やっぱり我々は議論を通じて業界の事情とかを考えてそれでやってるわけだから、素人が何もわからずに刀を振り回していると見られるのは心外なんです。これは、皆さん同じ気持ちだと思うんですよ。

じゃあ、いいですか。ほかに何か意見交換ということで、何かありましたら。

(特になし。)

それでは事務局の方から。

【入札改革主幹】

いつも最後をお願いすることですけども、次の抽出案件の審議につきまして、対象期間、それから抽出のテーマ設定について御検討をお願いしたいと思います。

【清水委員長】

どうでしょう、何か御意見は。

(特になし。)

事務局の方から提案をしてください。

【入札改革主幹】

それでは、案としましては、これまで4月に条件付一般競争入札を導入してからは、丁寧に見ていきたいと思いますということで、2カ月くらいずつという形でやってまいりましたが、10月から

は本格導入もなされておりますので、そういう意味で期間を長めに設定して、ある程度拾えるようにということで、今回は3カ月間、10月から12月までの3カ月間を対象とさせていただいた上で、テーマといたしましては、例えば隣接3管内、あるいは県内全域を対象として入札をやったような案件で、管外、地域外の企業が受注したような工事を抽出してはいかがかと考えていますが、いかがでしょうか。

【清水委員長】

よろしいですか。私もそれでいいかなと思います。

じゃあそういうことでお願いします。

抽出する方の指名をしなきゃなりません。それは、どういう順番で。

【入札改革主幹】

50音順ということであれば、羽田委員と松野委員にお願いすることになるかと思いますが。

【清水委員長】

よろしいですか。ではお願いします。

【入札改革主幹】

それから、次回の日程につきまして御説明させていただきますが、既に委員の皆様には御案内させていただいておりましたけれども、来月の12日火曜日の午後1時からということで、会場も同じ会場で予定しております。できるだけ委員の多くの方たちが出席できますようにということで設定をさせていただいておりますので、御了承いただければと思います。

議題につきましては、先ほどお話があった件と、総合評価方式につきまして、今後の考えなどを御審議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さらに、次回のその次の日程調整のために、皆様方のお手元に3月分の日程確認表を配付させていただいておりますので、大変お手数ではございますけれども2月4日月曜日までに私どもの方にお届けいただければと考えております。よろしく願いいたします。

【清水委員長】

では、これで会議終了ということでよろしいですね。

【入札改革主幹】

それでは、今日は長時間にわたりましての御審議本当にありがとうございました。以上をもちまして、第7回福島県入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。